

質問票（様式第4号）に対する回答

	質問	回答
1	前回調査の報告書及び概要版は閲覧できますか。閲覧できる場合はURLをお示し頂ければと思います。	前回調査の報告書及び概要版を参考に送付します。 なお、概要版の資料をもとに、令和6年3月実施予定の「神戸市子ども・子育て会議」で調査結果を報告する予定です。 (前回参考) https://www.city.kobe.lg.jp/documents/21666/20190328_shiryo02.pdf
2	「神戸っすこやかプラン2024」は、本編 (https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2024.pdf) 以外に、ございますか？	「神戸っすこやかプラン2024」は、「 https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2024.pdf 」がすべてです。
3	神戸市子ども・子育て支援総合計画※(神戸市子ども・子育て支援事業計画を含む) 策定の骨子案策定と素案策定支援が5月頃、素案策定が8月下旬頃のことでしたが、「神戸市子ども・子育て支援総合計画」の策定自体は別事業にて実施するような想定でしょうか。その場合、本業務の受託者と、計画策定の受託者が異なる場合、どのように業務の住み分けをされる想定でいらっしゃいますでしょうか。また本業務の委託者が9月以降も本業務で稼働することは現時点で想定されますでしょうか。	本業務においては素案策定までを想定しており、素案から計画策定までに必要な業務は本市が実施します。素案策定後は、令和6年9月頃開催予定の子ども・子育て会議での議論を踏まえて本市が再考し、市民意見を取り入れた上で、令和7年3月に策定します。
4	契約期間は令和6年3月31日までですが、仕様書上の業務スケジュールでは令和6年8月頃まで業務を想定されているかと思えます。令和6年4月以降も、令和6年3月までと同様の資料作成や定期的な打ち合わせを想定されているか、それとも3月31日までに作成・提出した書類について必要があれば補足的に業務を行う想定をされているかがでしょうか。	仕様書「4. 業務スケジュール」は予算繰越を前提に策定したもので、予算に関する繰越決議のうちは、契約期間を令和6年9月30日までとします。令和6年4月以降も計画骨子や素案策定のため、令和6年3月までと同様の資料作成や定期的な打ち合わせの実施を想定しています。
5	「H30年度実施したニーズ調査の調査対象者」のサンプル数を教えてください。(総数及び内訳)	配布数及び有効回収率は以下のとおりです。 ・就学前児童保護者 (20,674人、51.4%) ・小学生低学年保護者 (10,357人、51.6%) ・小学生高学年保護者 (10,360人、39.4%) ・小学生高学年本人 (10,360人、38.9%)
6	調査のサンプル設計をする上で必要な情報を確認させてください。以下の対象者区分：4区分、提供杭域：9区分の4×9=36区分について、それぞれ分析に必要なサンプル数を確保することが必要と考えています。認識は正しいでしょうか？ <対象者区分：4区分> ・就学前児童保護者：0歳から6歳までの就学前児童のいる世帯 ・小学生低学年保護者：小学校1年生から3年生までの児童のいる世帯 ・小学生高学年保護者：小学校4年生から6年生までの児童のいる世帯 ・小学生高学年本人：小学校4年生から6年生までの児童本人 <提供区域：9区分> ・北区、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、西区	対象者区分は、貴社が本調査を実施するうえで適切と考える区分をご提案ください。 提供区域は、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区(本区)、北区(北神)、長田区、須磨区(本区)、須磨区(北須磨)、垂水区、西区の11区分あります。「神戸っすこやかプラン2024」(https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2024.pdf) のP.13をご確認ください。
7	現在の教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量、提供体制について、情報提供いただけるか	「神戸っすこやかプラン2024」(https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2024.pdf) のP.10～16をご確認ください。
8	現在の教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の、提供体制について、提供提供いただけるか	「神戸っすこやかプラン2024」(https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33082/sukoyakaplan2024.pdf) のP.17～19をご確認ください。
9	子ども基本法第11条に基づき、本計画策定にあたっては、こどもの意見聴取・意見反映を行うという理解であっているか	ご認識のとおりです。
10	(1) ニーズ調査および(2) 実態調査における報告書および概要版の分量の目安や形式の指定があればご教示ください	(1) ニーズ調査 前回調査の報告書及び概要版を参考に送付します。 なお、概要版の資料をもとに、令和6年3月実施予定の「神戸市子ども・子育て会議」で調査結果を報告する予定です。 (前回参考) https://www.city.kobe.lg.jp/documents/21666/20190328_shiryo02.pdf (2) 実態調査 分量や形式に指定はありません。貴社が適切と考える分量や形式で作成ください。
11	調査対象はこども大綱を踏まえると思料するが、現時点で神戸市として想定する調査対象セグメントがあればご教示ください。セグメンテーション(割付)を行わず、18歳までのこども全体について一律に調査を行う想定の場合は、その旨ご回答ください。	こども大綱を踏まえた調査を実施することから、その調査内容に応じて調査対象を検討する必要があるため、現時点では未定です。
12	定例会議の、事務局機能は担当課(こども未来課)が行うという理解でよいか	会議資料及び議事録データを成果物に含めていることから、事務局機能は受託者が行う想定です。
13	定例会議は、オンラインで参加可能か	可能です。ただし、業務の進捗状況などに応じて、適宜対面実施も行うものとします。